

青梅市日常生活用具一覧表

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800円	8年
			原則として学齢以上の難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの			
	特殊マット	給付	原則として3歳以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度または重度のもの	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等を加工したもの	19,600円	5年
			原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの			
			18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）			
	特殊尿器	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）または介護者が容易に使用し得るもの	154,500円	5年
			原則として学齢以上の難病患者等で、尿が自力で排尿できないもの			
	入浴担架	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	(洋式) 82,400円 (和式) 133,900円	5年
			原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。）			
	体位変換器	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。）	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
原則として学齢以上の難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの						
移動用リフト	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500円	4年	
		原則として3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のあるもの				
訓練椅子	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年	
訓練用ベッド	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年	
		原則として3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のあるもの				
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器含む）	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	浴槽は、実用水量150リットル以上のもので、安全性について配慮されたものとする。	50,200円	8年
	入浴補助用具	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢または体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）または介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの	90,000円	8年
	便器	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500円	8年
	頭部保護帽	給付	知的障害者（児）で障害の程度が最重度または重度のもので、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。Aタイプはスポンジ、革を主材料に製作、Bタイプはスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したものとする。	(Aタイプ) 15,200円 (Bタイプ) 36,750円	3年
			既製品については、基準額の80%の範囲内の額とする。			
T字状・棒状のつえ	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹もしくは内部に障害を有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能なもの	前腕の固定部と支持部がない1本の脚のもの	(木材) 2,200円 (軽金属) 3,000円	3年	
歩行支援用具	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年	
特殊便器	給付	原則として学齢以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度または重度の自ら排便の処理が困難なもの	温水温風を出し得るものおよび知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの	151,200円	8年	
		原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障害の程度が1級または2級のもの				
		原則として学齢以上の難病患者等で、上肢機能に障害のあるもの				

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
自立生活支援用具	火災警報器	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級または2級のものの（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	31,000円	8年
			知的障害者（児）で、障害の程度が最重度または重度のもの（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）			
	自動消火装置	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級または2級のものの（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液等を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
			知的障害者（児）で、障害の程度が最重度または重度のもの（火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。） 難病患者等で、火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属するもの			
	電磁調理器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級または2級のものの（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
			18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害の程度が1級または2級のものの（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）			
18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のものの（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。） 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度または重度のもの						
音響案内装置	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のものの（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	(1級) 51,000円	10年	
			送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	(2級) 7,000円		
屋内信号装置	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級のものの（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。）	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100円	5年
	ネブライザー（吸入器）	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるものまたは同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの 原則として3歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるものまたは同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの 原則として3歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	給付	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	音声式体温計	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のものの（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	体重計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級または2級のものの（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能もしくは言語機能障害者（児）または肢体不自由者（児）であって、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	285,000円	5年
	情報通信支援用具	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、次のいずれかに該当するもの (1) 上肢または言語および上肢重複障害を有し、その障害の程度が1級または2級のものの（文字を書くことが困難な者に限る。） (2) 視覚障害者1級または2級のものの	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正および保存機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るものであること。（障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器およびアプリケーションソフトをいう）	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	給付	原則として学齢以上の視覚障害者（原則として視覚障害2級以上の身体障害者で必要と認められるもの）	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
	点字器	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級または2級のものの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	(標準型) 10,400円 (携帯型) 7,200円	(標準型) 7年 (携帯型) 5年

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの（本人が就労もしくは就学しているか、または就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	63,100円	5年
	ポータブルレコーダー	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級または2級のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品（以下この項において「録音再生機」という。）または当該方式により文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円	6年
	活字文書読上げ装置	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	時計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級または2級のもの（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚または音声もしくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	71,000円	5年
	情報受信装置	給付	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声・言語機能障害者（児）で、咽頭摘出等により、発声機能を喪失したもの	声帯の代わりとなり、発音が可能となる機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	(笛式) 5,000円 (電動式) 70,100円	(笛式) 4年 (電動式) 5年
	福祉電話	貸与	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者または外出困難な者（原則として2級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	83,300円	—
	ファックス	貸与	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている者（児）で、聴覚または音声もしくは言語機能に係る障害の程度が3級以上のもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（前年分の所得税が42,000円以下の世帯に属する者（児）に限る。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	83,300円	—
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	共同利用	身体障害者福祉センターA・B型と点字図書館に設置し共同利用する	編集、校正機能を持ち日本点字表記法に基づき入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000円	8年	
点字図書	給付	原則として学齢以上の視覚障害者（児）で、主に情報の入手を点字によっているものとする。 別に定める「点字図書給付事業実施運営要綱」に基づき実施するものとする。	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	一般図書の購入価格相当額との差額	年間6タイトルまたは24巻	

種類	用具の種目	区分	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
排泄管理支援用具	ストマ装具	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、ぼうこう、直腸機能障害により人工膀胱または人工肛門の造設をしているもの	蓄便袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋であること。	(蓄便袋) 8,600円	1か月
				蓄尿袋は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の取尿袋で尿処理用のキャップ付であること。	11,300円	
	紙おむつ等	給付	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、次のいずれかに該当するもの (1) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害（おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの）により、排尿もしくは排便の意思表示が困難な全身性の障害であるもの (2) ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者または先天性疾患に起因する神経障害（二分脊椎等）による高度の排尿機能障害もしくは排便機能障害のあるもの	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具で、障害者（児）または障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの	12,000円	(紙おむつ等) 1か月 (洗腸装具) 6ヶ月
住宅改修費	居室生活動作補助用具	給付	原則として学齢以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が3級以上の者および補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者。ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上のもの 原則として学齢以上65歳未満の難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のあるもの。ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害に障害のあるもの	(1) 手すりの取付け	200,000円	10年
				(2) 床段差の解消		
				(3) 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更		
				(4) 引き戸等への扉への取替え		
(5) 洋式便器等への便器の取替え						
(6) その他前号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修						
その他	フラッシュバル	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害または音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,400円	10年
	会議用拡聴器	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	38,200円	6年
	携帯用信号装置	給付	原則として学齢以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害または音声もしくは言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200円	6年
	ガス安全システム	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。） 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のもの（障害者のみ世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200円	8年
	空気清浄器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800円	6年
	ルームクーラー	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	172,100円	6年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	給付	身体障害者手帳の交付を受けた呼吸器機能障害を有する者（児）で、人工呼吸器の装着を必要とするもの 難病患者等で、人工呼吸器の装着を必要とするもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	40,000円 157,500円	5年